

(連絡先)  
氏名 **高山 太郎**  
電話 **090-1234-5678**

連絡先をご記入ください。不明な点の確認や、許可証の交付時の連絡先となりますので、電話は自宅や勤務先等、連絡が付きやすい場所を記入してください。複数ご記入いただいても結構です。

### 農地法第4条第1項の規定による許可申請書

平成 ●● 年 ■■ 月 ▲ 日

申請者の氏名を、法人の場合は法人名及び代表者名をご記入ください。複数人で書ききれない場合は「**何其他何名**」と記入押印していただき、別紙に他全員の氏名を記入押印ください。自署である場合は押印を省略することができます。自署でない場合は必ず押印（認印で結構です）してください。  
相続登記が未済の場合も相続予定者の氏名（複数の場合は予定持分を記載した連名）で申請することも可能ですが、その場合は、相続説明図とそれを全て確認できる戸（除）籍謄本、相続分不存在証明書、相続放棄の確認書を添付してください。

(あて先) 高山市長

申請者

**高山 太郎** 印

下記によって農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定によって許可を申請します。

申請者全員の氏名・所有（予定）持分・年齢・職業・現住所をご記入ください。登記簿と現住所が一致しない場合（転居や土地改良等による住所変更）は、住民票や戸籍の附票を添付してください。複数人で書ききれない場合は「**別紙**」と記載していただき、別紙に全員の氏名等をご記入ください

1. 申請者の住所等	住所	職業
	<b>高山市〇〇町 ●丁目 □番地</b>	<b>会社員</b>

2. 許可を受けようとする土地の所在等								
土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況	10a 当たり 普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域等・その他の区域の別
		登記簿	現況					
<b>高山市□町〇丁目</b> <b>以下余白</b>	<b>△△番〇</b>	<b>田</b>	<b>田</b>	<b>500</b>	<b>一毛作</b>	<b>400 kg</b>	<b>高山太郎</b>	<b>その他の区域</b>
計 <b>500</b> ㎡ (田 <b>500</b> ㎡、畑 ㎡)								

登記簿の地積を記入してください。一筆の内の一部的場合は、「**〇㎡のうちの〇㎡**」と記入してください。

申請地の耕作者氏名を記入してください。休耕の場合は「**-**」と記載してください。  
貸借をしている場合は借人の氏名を記入し、利用権原には「**賃借権**」又は「**使用貸借権**」と記入します。その場合、貸借の契約を解除する必要がありますので、同意解約書又は同意書の添付が必要となります。  
経営移譲をしている方は、経営移譲をした後継者が利用者となります。  
この場合、転用目的によっては農業者年金の経営移譲年金の支給は停止され、通常の老齢年金に切り替わる（受給額が減額される）ことがありますので、別途年金の手続きが必要になります。（後継者に農地を贈与した後に、後継者が転用申請をする場合は年金には変更はありませんが、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください）

「以下余白」記入下さい

申請地の町字地番を正確にご記入ください。分筆申請中でも申請は可能ですが、その場合は「**〇番地の一部**」と記入し測量図を添付してください。

10a 当たりの収穫高を Kg で記入してください。休耕の場合は「**-**」と記載してください。

田の場合は一毛作、二毛作の別、畑の場合は果樹園、野菜畑等の別を記入してください。休耕の場合は「**-**」と記載してください。

現状の地目を記入してください。耕作していない場合は「**休耕**」と記載してください。

### 3. 転用計画

登記簿の地目を記入してください。

(1) 転用事由の詳細	
用途	事由の詳細
農家住宅	<b>現在住んでいる家の老朽化が進み、また耐震性がないので建て替える必要があるため、新たに農家住宅を建築したい。 住宅建築後には現在住んでいる住宅を取り壊し、坪庭にする予定。</b>

当該申請についての、譲渡人、譲受人双方の申請理由と目的の詳細、転用の必要性・緊急性について具体的に記載してください。

(2) 事業の操業期間 又は施設の利用期間	平成 <b>2●</b> 年 <b>8</b> 月 <b>1</b> 日から <b>永久</b> 年間
--------------------------	---

当該申請についての、事業期間について記載してください。農地の一時転用の場合は、3年を超えることはできません。

(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要								
工事計画	第1期(着工 許可後 年 月 日から 平成 ●● 年 ■ 月 ▲ 日まで)				第2期	合計		
	名称まる	棟数	建築面積㎡	所要面積㎡		棟数	建築面積㎡	所要面積㎡
土地造成				500				500
建築物			230	500	(建ぺい率 50%)	1	230	500
小計			230	500		1	230	500
工作物								
小計								
計			230	500		1	230	500
4. 資金調達についての計画								
必要経費(円)				資金調達計画(円)				
土地造成費	1,000,000			自己資金	11,000,000			
建築費	30,000,000			借入れ	20,000,000			
計	31,000,000			計	31,000,000			
5. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要								
<p><b>申請地は公衆用道路、103番、105番(自己所有宅地)、108番(〇〇氏所有の田)と接している。</b>  <b>申請地を転用するにあたり、次のとおり施工する。(被害防除図面参照)</b>  <b>隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、隣接地へ土砂が流出しないよう留意する。</b>  <b>土砂は沈殿槽に流入するようにし、隣接地及び水路に流入しないよう留意する。</b>  <b>雨水は、擁壁内周に排水路及び沈殿槽を設け、既存排水路に接続する。</b>  <b>生活雑排水は、公共下水道に接続し、直接既存の排水路に流入しないよう留意する。</b></p>								
6. その他参考となるべき事項								

当該申請についての、工事計画について記載してください。工事が断続的に行われる場合は、第1期、第2期に区分して記載してください。

{ 土地造成 } 当該申請に係る造成計画面積について記載してください。  
 { 建築物、工作物 } 当該申請に係る建築物について、名称(住宅、店舗、倉庫等)、棟数、建築(延床)面積、所要面積について記載してください。

・資材置き場、駐車場、植林、宅地の敷地面積に含まれない進入路、排水路等は「工作物」に記載下さい。

当該申請に係る建築物の建ぺい率(建築面積÷所要面積)について記載してください。地域によっては建ぺい率、容積率に制限がありますのでご注意ください。

当該申請にあたっての資金計画について記載してください。

主な支出の種類としては、土地購入費、土地造成費、建築費、補償等も考えられますが、それらの金額について記載し、その金額に対しての調達計画について記入してください。

支出計画の総額が、1千万円を超え、且つ 3,000㎡以上の転用については、資金証明(金融機関の残高や融資の証明書等)の添付が必要となります。

当該申請にあたっての周辺土地に対する被害防除施設(雨水・汚水の排水計画や経路の流末、隣地への擁壁やフェンスなどの施設)について記載し、その図面を添付してください。

隣接地に農地がない場合や、農地があっても、その所有者の隣地承諾書を添付する場合は、被害防除施設についての図面を省略することができます。

その他

- ・申請書はコピーによるものでも構いませんが、全てに署名または押印が必要です。
- ・分家住宅の為に無償で土地を提供するような場合等については、4条申請ではなく、土地所有者と建物所有者との使用貸借(土地を無償で貸借)による5条申請になります。
- ・開発面積が500㎡を超えると市の宅地開発申請が、3,000㎡を超えると県の開発許可が必要となります。
- ・100㎡以上の区域に及ぶ物品の集積及び貯蔵も開発申請が必要です。(木材や土木工事等の資材置き場)
- ・景観重点区域内において、土地区画形質の変更等で200㎡以上も開発の届出が必要です。

詳細は都市整備課へご確認ください。

**農地法関係の申請書は、高山市のホームページから取得することができます。**  
<http://www.city.takayama.lg.jp/noumu/kakushusinseiyousikishuu.html>

- (記載要領)
- 1 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
  - 2 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
  - 3 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑、その他の別を記載してください。
  - 4 「市街化区域等・その他の区域の別」欄には、「その他の地域」と記載してください。
  - 5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載してください。
  - 6 転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。